

第5期 江差町地域福祉実践計画

(平成29年度～平成33年度)

平成29年5月

社会福祉法人 江差町社会福祉協議会

目 次

第 1 章 地域福祉実践計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨及び目的 P. 2
- 2. 計画の位置づけ P. 3
- 3. 計画の期間 P. 4
- 4. 計画の策定体制と経緯 P. 4
- 5. 計画の進行管理 P. 4

第 2 章 社会福祉協議会の現状と課題

- 1. 江差町社会福祉協議会の現状と課題 . . . P. 5

第 3 章 計画の基本理念と目標

- 1. 計画の基本理念 P. 6
- 2. 計画の目標 P. 7
- 3. 計画の体系 P. 8

第 4 章 実践（活動）計画

- 1. 利用しやすい“仕組みづくり” P. 9 ~ P. 11
- 2. 安心・安全な“基盤づくり” P. 12 ~ P. 14
- 3. 気軽に参加できる“環境づくり” P. 15 ~ P. 16

第1章 地域福祉実践計画の概要

1. 計画策定の趣旨及び目的

急速に進む少子高齢化、長引く経済不況により悪化する雇用状況、都市部への人口集中、生活様式や価値観の多様化、人間関係の希薄化や家族形態の変化など、地域社会は目まぐるしく変化しています。

江差町でも、同じく人口流出に伴い少子高齢化が急速に進み、高齢の夫婦・独居世帯、認知症を抱える高齢者が増加、福祉課題（生活課題）も多様化、複合化しています。

1) 人口減少（過疎化）、少子高齢化

高齢人口の増加に伴い、福祉ニーズの増加や多様化が見込まれ、また、複合化する傾向にあります。公的な福祉サービス（介護保険制度等）を主に負担する生産年齢人口が大幅に減少することから、公的なサービスだけで増加、多様化、複合化する福祉ニーズに対応することが困難となっています。

2) 家庭力（自助）の低下

世帯規模の縮小、高齢者のみの世帯の増加によって、介護や育児を担う家庭の扶養能力が低下しており、家庭だけでは対応できない日常生活に関する福祉ニーズが増加、多様化しています。

3) 地域力（共助）の低下

過疎化、少子高齢化や家庭力の低下に伴い、地域の相互扶助機能が低下し、住民の身近な生活課題の解決が困難となり、新たな福祉サービスの創出とネットワークづくりが求められています。

このような課題解決に向け、地域住民をはじめ、行政、福祉関係団体、社会福祉協議会が協働（役割分担）した取り組みが必要となります。

これまでの第4期地域福祉実践計画（平成24年度から平成28年度）を見直し、現状を踏まえた上での新たな課題検討と福祉関連制度の動向を見据え、町の「地域福祉計画」と連携して、子供から高齢者まで、住み慣れた地域で安全、安心して豊かに暮らしていくために「第5期地域福祉実践計画」を策定し、課題解決への実践の方法を明確化いたします。

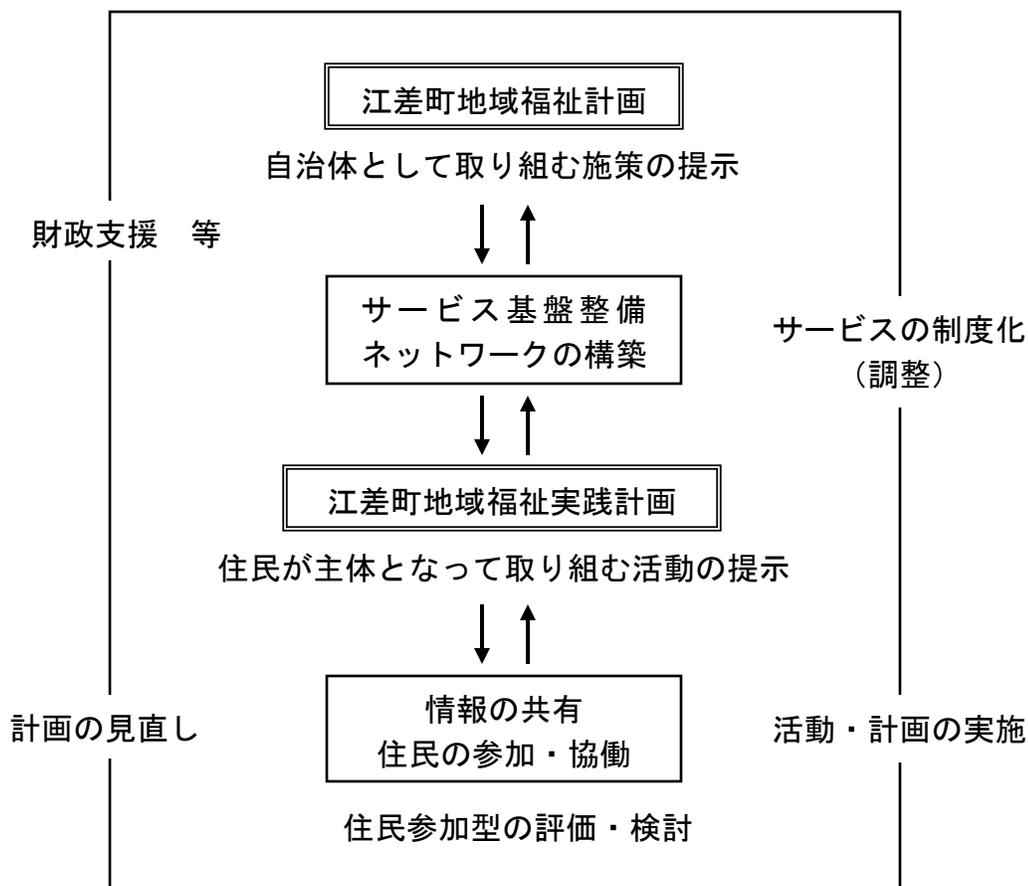
2. 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を作る計画です。

「地域福祉実践計画」は、社会福祉法109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として作成するものであり、「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

両計画は、町内における福祉課題の認識を共有し、目指す内容の整合性を図りながら、連携と役割分担をする中で効果的に地域福祉を推進します。

地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係



3. 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度（平成29年4月から平成34年3月）を期間とする5ヵ年計画です。

但し、法改正等により策定内容に大きな影響を及ぼすと判断される場合には、計画期間中においても必要に応じて計画の見直しをします。

(年度)

H24～H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34～H38
第4期	第5期					第6期

4. 計画の策定体制と経緯

第5期の計画策定にあたっては、「地域福祉実践計画策定委員会」（定員15名以内）を設置した上で策定します。

地域福祉実践計画は、現在までに4回策定し、現行の第4期については江差町地域福祉計画と一緒に策定した経緯があります。

しかし、これまでに策定した計画では、江差町との共通した認識や連携・協働体制、情報の共有化を持つことが出来ず、また、高齢者の在宅生活を支えるため介護保険事業を地域福祉推進の中心とした体制を取ることしかできなかったことから、制度事業によらない地域福祉活動を推進することが出来ませんでした。

この反省を踏まえ、更には、少子高齢により地域も国も人口が減少しはじめ、新たな地域での支え合う体制づくりが求められることから、江差町地域福祉計画と連動した実践的な計画の策定を行います。

5. 計画の進行

本計画の進行にあたっては、福祉活動専門員を採用・配置します。

福祉活動専門員は、地域の実態や福祉ニーズの把握、地域支援コーディネート、生活相談、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進など幅広く活動を行います。福祉活動専門員が全てを担うのではなく、職員の連携を深めた対応を進めます。

6. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、年度ごとに江差町社会福祉協議会「江差町地域福祉実践計画策定委員会」において行うものとし、新たな課題や問題の提起があった場合は随時招集し開催するものとします。

第2章 社会福祉協議会の現状と課題

1. 江差町社会福祉協議会の現状と課題

社会福祉協議会（以下「社協」と略す。）は、平成12年の社会福祉法改正により、住み慣れた地域で安全・安心して暮らして行くために、地域住民をはじめ、行政・福祉保健関係団体と協働して地域福祉の推進をしていく役割を担う中心的な団体として位置づけられました。（社会福祉法第109条）

法施行後、15年以上が経過し、社協は従来の地域活動の財産を継承・深化させつつ、福祉ニーズが多様化・複合化する中で、実情に応じた地域福祉活動を展開しなければなりません。

社協は、

- ① 住民参加・協働による地域福祉活動の展開
- ② 地域における利用者本位の福祉サービスの展開
- ③ 地域に根ざした総合的な支援体制の確立
- ④ 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みの展開

を目指しています。

しかし、まだ多くの課題を抱えている現状にあり、地域住民の社協活動への理解と協力を必要としています。

そこで、新たな地域福祉課題に対応するため、組織体制の強化と事業の推進、総合的な経営運営基盤を確立する必要があります。

さらに、地域の日常生活圏を重視し、小地域福祉活動を核とした住民参画の福祉活動の展開とボランティアの推進、福祉ニーズに基づく質の高い地域密着型福祉サービスの提供が求められます。

地域における福祉ニーズの多様化・複合化に対して、福祉専門職との連携・関係強化を含めた地域福祉ネットワークづくりの中核としての役割が期待されています。

また、地域福祉を支える民間財源の確保や地域住民の理解と協力のもとに、社会資源を整備することが必要となっています。

今後、地域社会の情勢に対応した社協本来の役割を見直し、地域住民の福祉ニーズに応じた事業展開が必要であり、課題でもあります。

第3章 計画の基本理念と目標

1. 計画の基本理念

「だれもが ともに支え合う 住みよい地域づくり」

誰もが、住み慣れた地域でともに支え合い安全・安心に暮らしていけることを望みます。

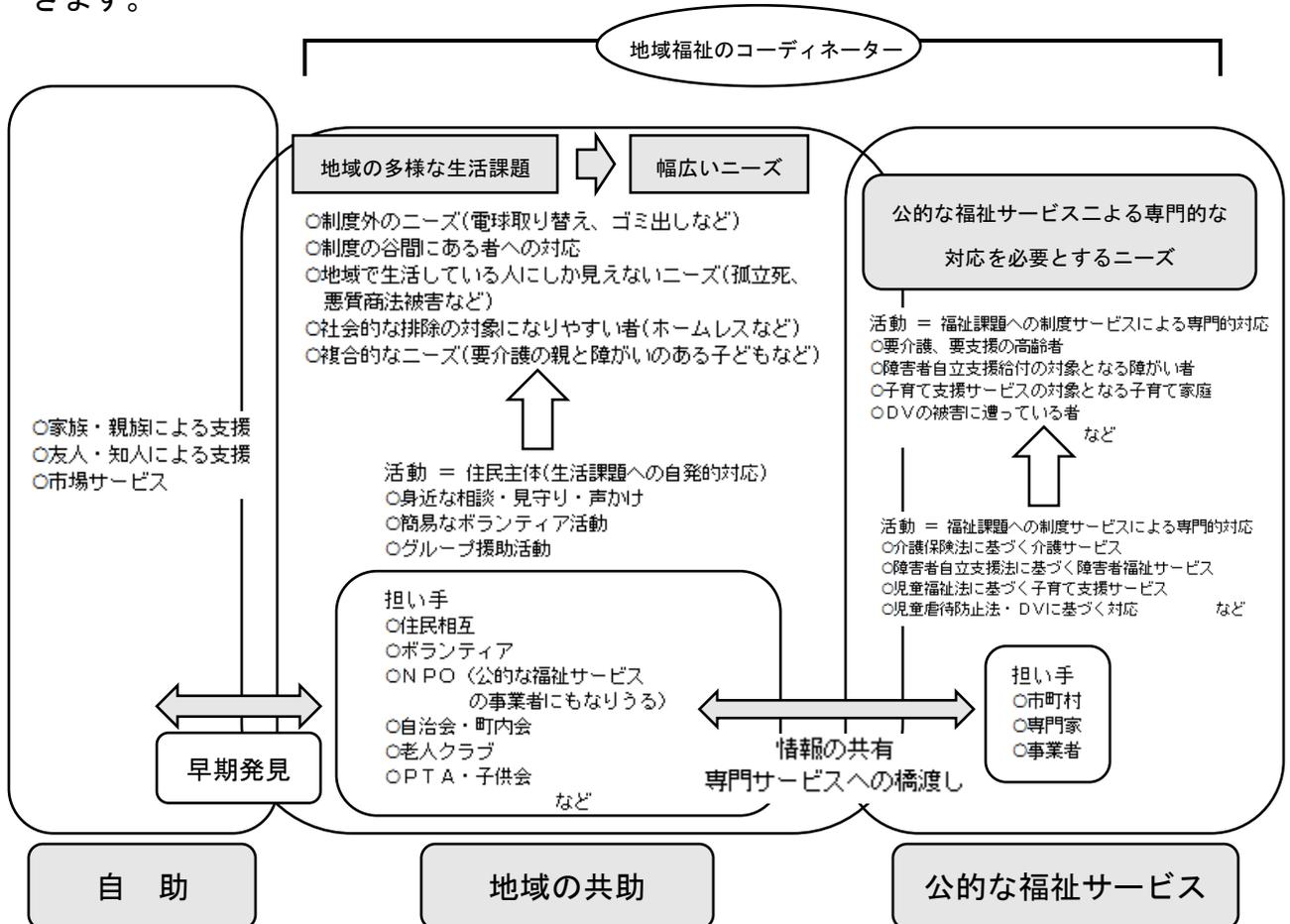
少子高齢化の進行、核家族化や単身世帯の増加などの家族内の機能の低下、その他雇用情勢の変化などから、将来への不安や生活のしづらさを感じるが増えてきています。

こうした中で、町民をはじめとした行政、社協、福祉関係機関、その他関係機関や団体が共通の認識をもち、共に汗を流し、協働してこれまで蓄積してきた江差町の支え合いを継承しつつ「新しい支え合い」を創ることが必要となってきます。

そのためにも、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の協働によって取り組まなければなりません。

様々な福祉（生活）課題に関して、地域全体で取り組むことにより、住みよい地域づくりが可能となります。

このことを踏まえ、「江差町地域福祉計画」と連動し、本実践計画を推進して行きます。



2. 計画の目標

誰もが住み慣れた地域で、安心・安全に暮らしていくための「だれもがともに支え合う住みよい地域づくり」を実現していくため、本計画では、江差町福祉計画と連携し、次の目標を掲げます。

■利用しやすい“仕組みづくり”

だれもが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域づくりを目指します。

そのためには、福祉サービスに関する情報の提供、相談支援体制の充実、福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりを推進します。

■安全・安心な“基盤づくり”

だれもが安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

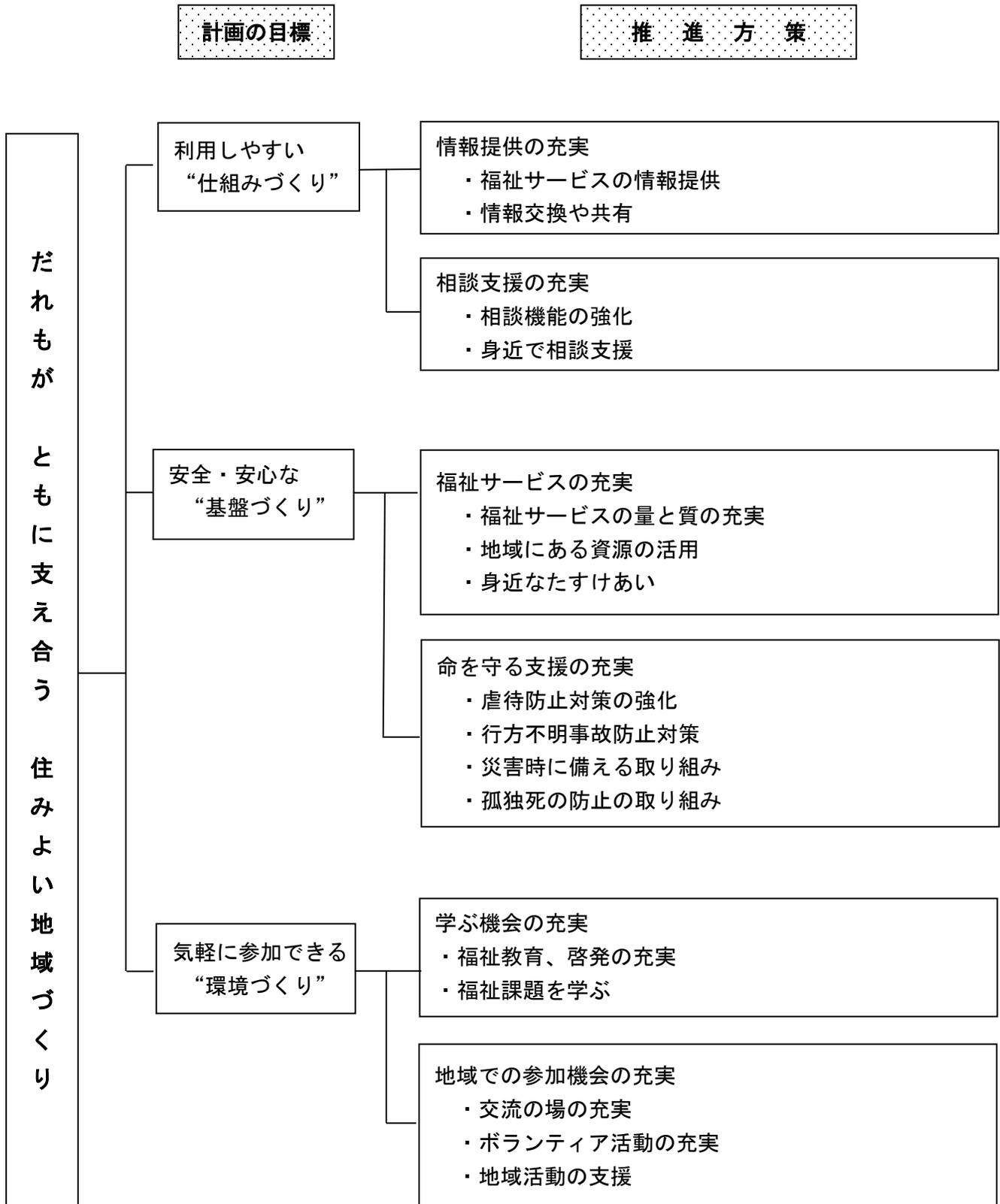
そのためには、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らし続ける基盤づくりを推進します。

■気軽に参加できる“環境づくり”

だれもが気軽に地域福祉活動に参加できる地域づくりをめざします。

そのためには、学びの機会を提供し地域福祉推進活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、参加しやすい環境づくりを推進します。

3. 計画の体系



第4章 実践（活動）計画

1. 利用しやすい“仕組みづくり”

■現状と課題

福祉制度は複雑であり、内容の改正が頻繁に行われるなど、分かりにくいと感じる人は少なくありません。

「施設サービス」から「在宅福祉サービス」へ、「措置」から「自立支援」へと制度が変遷する中で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスが可能となる一方、自らサービスを選択することが必要になっています。

「どこに相談に行けばよいか」がすぐにわかる、「必要な情報を必要とする方が手に入れることができる」といった相談しやすい仕組みづくりや情報提供体制の充実が一層重要となってきます。

1) 情報提供の充実

①福祉サービスの情報

○社会福祉協議会の役割や活動内容についての周知。

- ・福祉だより、ホームページにより、社協の役割や活動内容について、情報提供の充実を図ります。

○「福祉だより」や「福祉情報パンフレット」の発行による情報提供の充実

- ・福祉だよりの発行（年3回）のうち1回について、福祉情報パンフレットの作成を進めます。
- ・発行物の文字を大きくする、分かり易い文章とするなどの工夫をします。

○福祉サービスや福祉活動に関する情報提供。

- ・福祉だよりの発行が年3回（予定）となることから、福祉サービスや福祉活動に関する情報について、町広報誌への折込みの活用やホームページへの掲載など、こまめな情報提供に努めます。

○福祉相談の窓口

- ・平成29年4月1日より、常設の相談窓口として、次ページに記載の「生活相談窓口」を開設します。

生活での困りごとや福祉サービス利用に関する相談については職員が常時受け、必要な福祉サービスの利用につなげるよう配慮します。

また、相談などを行う中で、必要とする場合は訪問を行うなど、きめ細やかな対応に努めます。

②情報交換や共有

○行政、町内会・自治会、民生委員・児童委員等との連携

- ・町民福祉課や地域包括支援センター、町内会・自治会、民生委員・児童委員との連携を深め、地域における福祉課題や支援が必要な人たちに関する情報について、個人情報保護に配慮しながら共有に努めます。

○地域にある資源（人材や活動情報）の集約や情報収取、情報共有のため、情報交換の機会の充実に努めます。

2) 相談支援の充実

①相談機能の強化

○生活相談窓口の開設（9ページ記載の「福祉相談の窓口」と連動）

- ・相談窓口として社協内に常時開設します。
在宅生活を続けて行くうえでの心配ごとや困りごとの相談を受け、その解決に努めます。本会だけで解決が困難な場合は、他の相談窓口や行政と協力し解決に努めます。

○各所にある相談窓口の周知

- ・江差町地域包括支援センター
- ・消費生活相談所
- ・生活就労サポートセンターひやま
- ・法テラスえさし
- ・人権相談所
- ・民生委員・児童委員 等

○社協職員の相談スキルの向上

- ・道社協等で行う研修等を通じて相談スキルの向上を目指します。

- ・相談しやすい雰囲気づくりに努めます。

②身近で相談支援

- 窓口を訪れることが困難な方への訪問による相談支援の充実と周知を図ります。

2. 安全・安心な“基盤づくり”

■現状と課題

住んでいる地域において、安心して暮らして行くための公的制度があり、それに基づいて福祉サービスの充実が図られています。

本会を含め、社会福祉法人や民間企業が介護保険サービスや障がい福祉サービスなどを提供し、高齢者や障がいを抱える方の在宅生活を支える取り組みを進めています。

また、判断能力の低下した方の福祉サービスの利用援助や権利を擁護する制度として日常生活自立支援事業（社会福祉法）や成年後見制度（民法）がありますが、更なる周知が必要となっています。

更に、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らし続ける基盤づくりが必要です。

1) 福祉サービスの充実

① 福祉サービスの量と質の充実

○ 苦情解決窓口

- ・福祉サービスの利用に生じる苦情相談について、本会の苦情窓口や第三者委員についての苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて役場担当部署につなぐなど、解決に向けて適切に対応します。

○ 権利擁護等の推進

- ・福祉だよりやホームページを活用し、日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知・啓発に努めます。
- ・日常生活自立支援事業について、北海道社会福祉協議会より事業を受託し、町内の利用者の生活を支えます。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の理解を深めるための研修会の開催を検討します。

○ 福祉貸付制度の周知

- ・生活応急資金（本会独自事業）、生活福祉資金（道社協）の貸付制度について、江差町や生活就労サポートセンターひやまと連携した対応を通じて適切に対応します。

○ リフレッシュの場の創設及び支援

- ・家族介護者や子育て中の親などが、お互いに悩みを語り合い、また、リフレッシュできる場や支援の充実に努めます。
- ・誰もが参加しやすい地域行事の開催を支援します。

②地域資源の活用

○地域の見守り活動の支援

- ・町内会・自治会、老人クラブ等による見守り活動や相談支援活動について、情報の提供や、地域に出向いての支援を進めます。
- ・単位町内会・自治会や老人クラブ等で行われている見守り活動や相談支援活動について、聞き取りなどの調査を行い、事例を集め、検討を進め、結果を町内会・自治会に報告しながら活動母体の特徴に応じた支援に努めます。
- ・各種団体の定例会等に参加し、福祉情報の提供や福祉ニーズの把握に努めます。

○福祉サービスの開拓（江差町との連携）

- ・公的制度の対象にならない人に対して、地域で自立した生活を送れるよう、独自の福祉サービスの検討、実施について江差町と連携した取り組みを進めます。
- ・地域のニーズに的確に対応するための新しい福祉サービスの開拓を江差町とともに進めます。
- ・町内会、民生委員・児童委員との情報共有の仕組みづくりを進めます。

③身近な助け合い

- 隣近所や地域に住む住民同士の関わり大切さやお互いの「支え合い」「助け合い」（互助）の重要性の啓発を進めます。

2) 命を守る支援の充実

①虐待防止対策の強化

- 高齢者や障がいのある人、子どもに対する虐待の問題について学ぶ機会の充実や広報に努めます。

②行方不明事故防止対策の取り組み

○町内会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員等との連携や見守りの啓発を進めます。

③孤立死防止対策等の取り組み

○町内会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員等との連携や見守りの啓発を進めます。

④災害時に備える取り組み

○災害発生に備え、避難行動の支援を必要とする人についての情報を共有し、その適切な利用と管理に努めます。

- ・災害発生時に支援し合える体制の整備の推進。
- ・学習会・防災意識を高めるための情報提供。

3. 気軽に参加できる“環境づくり”

■現状と課題

地域福祉を推進して行くうえで、もっとも大切なのは一人ひとりをいたわり尊重することです。

地域福祉を推進する人づくりの観点から、他人を思いやり、お互いを支え合おうとする意識の醸成を図る必要があります。

日常的に様々な福祉活動が行われていますが、その内容が町民に十分周知されていなかったり、見過ごされたり、受け止められなかったりということなどから、地域活動への参加意欲につながるほどの関心の高さには至っていないなどの課題があります。

これからの地域社会は「参加と協働」がより重要となり、お互いが支える住民同士のつながりが必要です。

家庭、地域、学校における福祉教育はもとより、世代に関係なく交流し、お互いを認め合い、支え合いの考え方を広めることが必要です。

1) 学ぶ機会の充実

①福祉教育、啓発の充実

○福祉教育を推進するため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。

○説明会や疑似体験学習などを企画し、高齢者や障がいのある人などに対する理解を深める福祉教育の機会を設けます。

②福祉課題を学ぶ

○福祉や介護、子育てにかかわる説明会などを開催し、啓発を進めます。

2) 地域での参加機会の充実

①交流の場の充実

○交流の場づくりの活動を支援します。

○ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、その家族が集い、交流を深めることができる場や団体への支援を検討します。

②ボランティア活動の充実

○社会福祉協議会にあるボランティアセンターの役割を認識し、その機能を発揮する取り組みに努めます。

(ボランティアセンターの目的は、地域住民のボランティアに対する理解と関心を深め、組織的なボランティア活動の育成・援助を行うとともに、ボランティア相互の連絡を密にし、ボランティア活動を通じて地域福祉の向上に資すること)

- ・ ボランティアの開発・啓蒙
- ・ ボランティアの育成・指導
- ・ ボランティア活動に必要な調査・研究
- ・ ボランティア活動に必要な資料の整備と情報の提供
- ・ ボランティア活動に関する相談及び需要と供給の調整
- ・ ボランティア活動に必要な機材等の整備
- ・ ボランティア及びボランティア関係機関との連絡調整
- ・ 善意金品の開拓・斡旋
- ・ その他ボランティア活動推進に必要なこと

○ボランティア活動に関する研修会の開催に努めます。

③地域活動の支援

○社会参加の機会として、誰もが気軽に参加できる地域活動や行事の推進を図ります。

○社会参加の機会を企画する団体等への支援の実施に努めます。

第5期江差町地域福祉実践計画（平成29年度～平成33年度）

発行 平成29年5月

社会福祉法人 江差町社会福祉協議会
江差町地域福祉実践計画策定委員会

〒043-0032 北海道檜山郡江差町字新栄町264番地の2

TEL 0139-52-2441

FAX 0139-52-0560

ホームページ <http://www.shakyo.or.jp/hp/48/>